

# Food Expo PRO 2024

## ジャパンパビリオン 出品案内書

■■ STEP1 申込締切：2024年3月19日（火）■■

香港で開催される「Food Expo PRO 2024」はアジア最大級の総合食品見本市です。ジェトロは本見本市にジャパンパビリオンを設置し、日本産農水産物・食品の香港およびアジア市場向け販路開拓・拡大を目指します。

### 見本市について

#### 全体概要

- 会期：2024年8月15日（木）～17日（土）  
※ジャパンパビリオンは、トレードホールに出展、最終日は一般開放日となります。
- 会場：香港コンベンション&エキシビション・センター
- 主催者：香港貿易発展局（HKTDC）
- 主催者ウェブサイト：<https://www.hktdc.com/event/foodexpopro/en>

#### ジャパンパビリオン概要

- 主催：日本貿易振興機構（ジェトロ）
- 会場：同上
- 規模：252㎡を予定。
- 出展方式：オープン形式（1枠1企業6㎡程度を想定）  
※ 小間を壁で区切らず、展示棚や商談テーブルセットなどを配置（サイズ等詳細は未定）。冷蔵庫・冷凍庫は原則として共有キッチンに設置されるものを使用いただく予定です。
- 出品料（詳細は6ページをご確認ください）

一般料金：1小間45万円

補助あり料金（中小企業等料金）：1小間22万5千円

#### 有望商品

- 香港未販売の商品（同カテゴリーでも地域や会社が違うもの含む）

- ・香港で販売流通されているものとは差別化の図れるもの
- ・和牛、水産物などの少量サンプル輸送に適さない生鮮商品、特定調理が必要な商品など、展示会での試食提供等に適したもの

## 出品の要件

1. 出品物が現地で販売可能な日本産農林水産物・食品又は日本産原料を使用して海外で生産された農林水産物・食品であること。

ジェトロウェブサイト「日本からの輸出に関する制度」

<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/>

### 【輸出に関する規制関連のお問い合わせ】

農林水産物・食品輸出相談窓口

TEL : 03-3582-5646 <受付時間>平日 9 時～12 時/13 時～17 時（祝祭日・年末年始を除く）

[https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri\\_foods.html](https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods.html)

最寄りのジェトロでもご相談を受け付けています。（国内事務所一覧）

<http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

2. 出品目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること。プロモーションや調査が主目的ではないこと。
3. 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
4. 当該事業の期間中、担当者がバイヤーと数量・金額・納品方法等の交渉、その他取引条件の提示等といった具体的な商談を行い、その成果をジェトロに報告すること。
5. 事業参加後も海外からの引き合いに対応可能な担当者がいること。
6. 英語又は現地語で商談用資料（企業情報、商品情報、商品価格表）を既に揃えており、ジェトロが求めた際は速やかに提出すること。まだ商談用資料が揃っていない場合、事業開始までに揃え、ジェトロが求めた際は速やかに提出すること。
7. ジェトロが求める各種データベースへの情報の登録、成果把握の為に行うアンケート等に協力すること。
8. 日本・香港間の渡航規制に関わらず、準備日及び会期の全日程で会場の自社ブースに常駐できる企業。
9. 出品案内書の内容、条件に同意していること。

## 申し込み・出品の流れ

### <STEP1 企業情報登録> (締切：3月19日(火) 23:59)

下記フォームより、イベントの登録をお願いします。

#### ▼イベント登録フォーム

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0065836E>

### <STEP2 Japan Street への商品登録> (締切：3月27日(水) 12:00)

本見本市に出品する商品を Japan Street にご登録いただきます。

Japan Street とは、ジェトロの基準を満たす限られた海外の有力バイヤーのみが閲覧可能なオンラインカタログサイトです。

[https://www.jetro.go.jp/services/japan\\_street.html](https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html)

**STEP 1 登録後、1~2 営業日以内に Japan Street 事務局が貴社のご登録状況を確認し、ご連絡差し上げますのでしばらくお待ちください。**

Japan Street 事務局からのメールの案内に従って、登録済商品情報のご確認や修正、新規商品登録などご対応ください。

**なお、代表出品者につきましては、Japan Street のご案内は致しません。STEP3 へお進みください。**

A) 既に Japan Street にご登録済みの方：

登録情報の確認用ページの URL をお送りいたします。

①本見本市に出品予定の商品のうち、Japan Street に登録されていない商品について、専用フォームよりご登録ください。

②登録内容の修正有無をご確認ください。

・修正がある場合：

ページ内より修正または削除のご連絡をお願いします。

※ご修正依頼のデータへの反映にはお時間をいただく場合がございます。

タイミングによっては既に他の事業でご依頼いただいた修正内容が、確認用ページに反映されていない場合がございます。

・修正が無い場合：

STEP2 は完了です。(相違が無い旨のご連絡は不要です)

B) 初めて Japan Street にご登録される方：

商品登録用ページの URL をお送りします。出品予定の商品情報をご登録ください。

**<STEP3 見本市への商品情報登録及び、出品申込書・承諾書のご郵送> (締切：4月5日(金) 23:59)**

3月29日(金)になりましたら、Japan Street への登録内容と商品情報登録フォームをお送りいたします。

Japan Street への登録内容を参照の上、商品情報をご登録ください。

併せて、出品申込書・承諾書に記入の上、代表印を押印した2部をご郵送ください。

STEP1 登録完了後、どのタイミングで郵送いただいても構いません。

(郵送先)

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

ジェトロ農林水産食品部 事業推進課

Food Expo PRO 2024 担当：神谷、須崎

**選考および結果通知 (5月上旬予定)**

応募情報等を参考に、出品する事業者を決定します。選考結果は、上記「申し込みフォーム」で登録いただいたメールアドレス宛てにお知らせします。結果通知以降に出品者様の自己都合で出品をキャンセルされた場合、その後2年間、ジェトロ事業の選考で減点の対象となります。

**出品料のお振込み (振込期限：6月7日 金曜日予定)**

請求書に記載されている支払期日までに、出品料のお支払いが確認できた時点で、ジャパンパビリオンへの出品が確定となります。期日までに出品料のお振込みが確認できない場合、出品申し込みを辞退されたものとみなしますので、ご注意ください。

※出品申込者名と異なる名義での請求書の発行が必要な場合は、事前にお申し出ください。

※請求書の発送は5月下旬を予定しております。

**会期当日 (8月15日～17日、準備日：8月14日)**

会期中のアンケート (2種類) にご協力いただきます。

**会期後**

ジェトロによるフォローアップアンケートにご回答ください。

## 出品形態について

出品の形態には、企業・団体の単位で出品する「単独出品」に加え、自治体・業界団体（＝代表出品者）が企業を取りまとめる「代表出品」、代表出品者の傘下で企業・団体（＝孫出品者）が出品する「孫出品」の3形態があります。

### 代表出品者の要件

代表出品者は、上記「出品の要件」に加えて下記の要件も満たす必要があります。

1. 責任をもって孫出品者への事務連絡を行うこと。
2. 本事業に関して発生した孫出品者の損害及び不利益について責任を負うこと。
3. 本事業に関して孫出品者と第三者との間で紛争等が生じた際には、自らの責任と費用負担においてこれを解決すること。
4. 全ての孫出品者が上記「出品の要件」を満たしていることを保証すること。
5. 出品案内書の内容を予め孫出品者に周知し、その了解を得ていること。
6. 選考の結果、孫出品者が出品できない可能性があることについて了解していること。
7. 本事業に関して、孫出品者に対し営利活動（出品料の徴取、提供するサービスに関する実費を超える費用の請求等）を行わないこと。

## 出品者選考について

登録いただいた「企業・商品情報」をもとに、以下の審査項目に則してジェトロが出品者を選考します（選考の詳細は回答致しかねます）。

1. 出品物が、当該事業で定める有望商品に合致するか
2. 受容性・販路開拓可能性出品物の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるものか。
3. 応募者の輸出に取り組む姿勢（戦略・目的・出品に向けた取組み）
4. 応募者の認証取得等
5. 応募者の新規性（輸出の裾野拡大に繋がるような、新たに輸出に取り組もうとする企業か）
6. 応募者の商流

7. 前年度の参加事業における成約実績
8. 日本で登記している事業者か
9. 「戦略的輸出拡大サポート事業」のうち輸出プロモーターによる支援対象企業か
10. 過去のルール遵守状況、自己都合によるキャンセル状況

## 出品料について

1. 出品料は、中小企業を対象にスペース使用料の1/2以上を受益者負担として設定しています。
2. 「中小企業・業界団体等以外（大企業など）」および「海外に所在する企業」は全額負担となります。

### [中小企業の定義]

中小企業とは、「中小企業基本法」の定義に基づきます。以下表のうち、資本金基準・従業員基準のいずれかを満たす法人を中小企業とします。中小企業を対象とした料金にてお申込みいただけるのは、以下の事業者等に限りです。

- (1) 今回の見本市（ジェトロ主催ジャパンパビリオン）への出品が2024年度の出品も含めて4回未満である、同法に定める中小企業\*
- (2) 同法に定める中小企業を取りまとめる業界団体等。ただし、その構成員である孫出品者の2/3以上が今回の見本市（ジェトロ主催ジャパンパビリオン）への出品が4回未満である中小企業であること。
- (3) 構成員である孫出品者の2/3以上が同法に定める中小企業である品目団体<sup>(※1)</sup>
- (4) 以下の3点を承諾頂ける中小企業
  - ① 今回の見本市に出品した商品（品目）にかかる輸出額推移のジェトロへの報告
  - ② 今回の出品で成約したバイヤーのジェトロへの紹介（ジェトロの求めに応じて）
  - ③ リピーター企業としての企業名公開、見本市活用事例への掲載等（ジェトロの求めに応じて）

ただし、上記の条件に該当する企業・業界団体等であっても国費を財源とした他の補助金等<sup>(※2)</sup>をスペース料に充当して出品する場合にあっては、全額を負担いただきます。

なお、出品回数は、2017年度からジェトロにてカウントします。ただし、過去に設けてい

たニューチャレンジャー枠での参加は回数にカウントしません。出品回数は（代表出品、孫出品にかかわらず）出品物を持つ事業者である場合にカウントします。

※1：輸出拡大実行戦略に掲げる輸出重点品目の品目団体（生産から販売まで輸出に関する業界の関係者を広く含み、オールジャパンで輸出拡大に取り組む全国団体）

※2：他の補助金の例としては「輸出に取り組む事業者向け対策事業（農林水産省）」、「JAPANブランド育成支援等事業（経済産業省）」など。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本金の額または出資の総額	従業員基準 常時雇用する従業員の数**
製造業、建設業、輸送行、その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（情報サービス業を含む）	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

\* 法人格のない個人事業者も含まれます。

\*\* 「常時雇用する従業員の数」には、事業主、役員、臨時従業員を含みません。

## 出品料に含まれるもの

出品料に含まれる経費は、主に下記のとおりです。詳細は「海外見本市出品要綱」をご覧ください。なお、「海外見本市出品要綱」の記載にかかわらず、見本市主催者やジェトロの決定によって一部サービスが提供されない場合や、出品者が一部サービスの提供を辞退した場合でも、出品料は変わりません。

1. 出品スペース
2. 統一デザインによる設営・装飾（基礎設置備品/1 枠あたり（予定））
  - ・社名表示板（1）（※）
  - ・鍵付展示台（1）
  - ・商談テーブルセット（テーブル1、椅子2）
  - ・電源（500W）（1）
  - ・ゴミ箱（1）（ビニール袋含む）

3. 共通設備等維持管理（一定量の電気代及びその工事費含む）
  4. 出品者バッジの提供（※※）
  5. 来場者向けジャパンパビリオン広報資料作成
  6. 情報提供（現地の日本食市場や見本市の効果的な活用法等についての情報を提供します）
- ※社名板やジャパンパビリオン広報資料等の各社の記載は、企業・団体・組織名のみとし、商品・ブランド名、キャッチフレーズ等は記載できません。
- ※※主催者の規程により、出品者バッジの発行枚数が制限される場合があります。

## 費用負担について

### 出品者の負担：

1. 旅費
  2. 輸送に要する経費
    - 輸送梱包及び見本市会場までの通関・輸送費
    - 見本市終了後、出品物の処理（還送、転送等）に係る通関・輸送経費（※※※）
    - 出品物に係る輸入税、通関費用、その他公租公課、輸送保険料
  3. 共通で各ブースに用意する備品以外に出品者が独自に必要なとする設備・備品等の設置・借上、撤去等に要する費用
  4. 出品物の試食・試飲に係る費用（消耗品含む）
  5. 出品物及び自社ブースに持ち込む出品者所有物に係る本見本市参加期間中の盗難保険料
  6. 海外旅行保険及び賠償責任保険
  7. その他上記の「出品料に含まれるもの」に定める以外の全ての経費
- ※※※ジェットロは特定の輸送・通関業者を指定いたしません。出品物の輸送、通関等が確実に行われるよう、各出品者がご自身の責任で手配願います。見本市終了後の出品物は、自己責任にて廃棄、もしくは還送をお願いします。

【オフィシャルフォワードナー】	連絡先
Hansen Exhibition Forwarding Ltd.	Tel: (852) 2367 2303 / Fax: (852) 2369 0479 / Email: info@hansenhk.com Contact: Mr. Ken Chan / Mr. Michael Kun <a href="http://www.hansenhk.com/">http://www.hansenhk.com/</a>



#### 【日本側窓口】

株式会社近鉄エクスプレス販売  
イベント営業部

(株)近鉄エクスプレス販売

TEL +81-3-5443-9455 FAX +81-3-5443-9457

Email: event-ksi@kwe.com

Contact: Ms. Masaho Naya (納谷様)

<https://www.kwesales.co.jp/>

参考：[日本通運\(株\)作成輸送マニュアル](#)

#### ▼【ジェットロ農林水産物・食品 輸出協力企業リスト】

[https://www.jetro.go.jp/industry/foods/trading\\_company\\_list.html](https://www.jetro.go.jp/industry/foods/trading_company_list.html)

※ジェットロが一定基準を設け公募によって収集した、農林水産物・食品の輸出を行う各種輸出協力企業のリストです。

※なお、本リストは、あくまで情報を整理し、事業者へ情報提供する場をジェットロが設けるものです。

当該目的外の利用は固くお断りします。本リストをきっかけとする商談、取引は各企業の判断と責任の下に行っていただきます。企業に損害等が生じた場合、ジェットロは責任を一切負わないものとします。

## ジェットロ・メンバーズ (JM) 割引料金

- JM には、最大 10% の割引があります (年間の割引額は 7 万円まで)。
- 割引を受けるには、出品申込をした際の名義と JM に登録されている名義が一致する必要があります。
- キャンセル料に JM 割引は利用できません。JM 割引を利用したにも関わらず出品をキャンセルした場合、キャンセル時期によっては追加の支払いが発生する可能性があります。

## 東京都「金融機関・専門機関と連携した『海外展開支援』」(予定)

1. 本支援は、東京都の中小企業制度融資と支援機関の海外展開サポートで中小企業を一貫して支援するものです。「東京都中小企業制度融資」の融資申込予定者が、融資実行を予定する金融機関を経由してジェットロへ支援を申し込む場合、東京都との連携により、本事業においては、ジェットロに支払う支援経費を原則無料で利用できます。(1 企業当たりの利用限度は、支援経費累計が 50 万円となるまで) 対象：東京都内に事業所を有する中小企業

## 2. お申込み・詳細：

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/kaigaitenkai/>

■お問合せ先：ジェットロ東京貿易情報センター

TEL：03-3582-4953

E-mail：knt-tokyo@jetro.go.jp

※ジェットロ・メンバーズ割引と併用不可。

※キャンセル料に本支援は利用できません。

※本支援は、R5 年度の実施が正式決定した場合にご利用いただけます。（実施されない可能性もありますのであらかじめご了承ください）

## キャンセル規定

出品確定後、自己都合で出品をキャンセルされる場合は、捺印のある書面にてジェットロにお知らせ下さい。出品確定前に申込みを取消される場合は、メールまたは書面にてジェットロまでご連絡ください。**キャンセル受付日より、下表の通りキャンセル料が発生します。**

キャンセル受付日	キャンセル料
申込日～2024年6月7日（金）	なし
2024年6月8日（土）以降または連絡なしの不参加	出品料の100%

- キャンセル料にジェットロ・メンバーズ及び各種助成金等は適用できません。
- 天災、感染症への罹患、その他出品者の責任に帰することのできない事由によりキャンセルする場合は、ジェットロに文書で通知することにより、キャンセル料の支払いなく出品を中止できる場合がありますので、ご相談ください。
- 自己都合によるキャンセルは、以降の見本市事業にかかる出品者の選考にて出品者の選考にて一定期間減点されます。

## 留意事項

1. 出品者は、感染症の予防対策を徹底し、かつ、感染症の疑いのある者又はこれらの者との濃厚接触者を本見本市に来場させないでください。万一、感染症の疑いのある者又はこれらの者との濃厚接触者が来場したことが判明した場合には、直ちにジェットロに報告し、その指示に従ってください。これらの対策にあたっては、開催地政府及び主催者の定める法令・規則・ルール等も遵守してください。

2. 本案内に定めのない事項は、ジェットロがその対応を決定します。政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨、ご了承ください。
3. ご提出いただいた情報は、本事業運営のために利用するとともに、ジェットロ内のデータベースに登録し、関連事業、ジェットロ及びJFOODOからの連絡のために利用します。データベースに登録した情報のうち、社名、ホームページアドレス、商品名、商品写真、商品分類、商品用途及び国内小売価格をバイヤーに提示し、ジェットロが日本商品を所望するバイヤーに紹介するために利用します。また、本事業に関するプレスリリース、ジェットロホームページ等において、企業情報や出品物の情報等を公開する場合がございます。あらかじめご了承ください。
4. 本見本市会期中及びその前後において、商談相手又はジェットロから提供された情報及び資料は、お客様限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供してはいけません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
5. 本事業に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」といいます。）に関する著作権は、ジェットロ、その他の著作権者（以下「著作権者」といいます。）に帰属します。
6. 著作権者の書面又は電磁的方法による承諾を得ずに、本コンテンツの複製（録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。）、上映、公衆送信（送信可能化を含みますがこれに限られません。以下同じ。）、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等をしてはいけません。万一、これに違反した場合には、直ちにサービスの全部又は一部の提供を中止させていただきます。
7. 本コンテンツを、ジェットロの承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、商談相手等のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。
8. 本案内の記載に反する行為があった場合や申し込みフォームに虚偽の記載をした場合には、申し込みを無効とし出品をお断りすることがあります。また、今後ジェットロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
9. 申し込みフォームの記載内容に変更がある場合、ジェットロにお知らせください。なお、申し込み締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によっては変更に応じられないことがあります。
10. 出品募集締め切り後であっても、現地規制の変更によって出品ができなくなることがあります。
11. 相応の理由なしに出品をキャンセルされた場合やアンケート等へご協力いただけない場合に

は、今後ジェットロが実施する事業の選考において不利となることがあります。

12. 会場全体の基本構成、出品位置等はジェットロが決定します。ご希望に沿えないことがありますので、ご了承ください。

13. 出品する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。

14. 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのあるものの出品については、出品者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。

15. 商品サンプルは法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合には、今回又は今後の出品をお断りすることがあります。

16. ジェットロは、本事業の成果（お客様に関する成果を含みます。）又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表する場合があります。お客様は、これを承諾し、これに関して何らの人格権も行使しないものとします。

17. 見本市主催者の指定業者を装う者から出品者に対して、広告や宿泊手配等の勧誘が報告されています。詐欺的商法の可能性があるため、十分にご注意ください。また、このような勧誘を受けた場合には、ジェットロにご報告ください。

18. 本事業の運営及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。

19. 本事業の運営及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

20. **3日目（8/17）の一般開放日に「小売販売行為」をする場合、現地人材を手配せずに日本人のみで対応する場合は就労ビザの取得が必要です。**

参考：[香港での小売り販売行為について](#)

◎小売販売行為を行わない場合でも、**食品輸入者・卸売業者の登録免除申請**をすることが必要です。

承認手続きには14日程度かかります

申請書↓

<https://www.fehd.gov.hk/english/forms/fehb249.pdf>

サンプル記入例：[香港政府食物環境衛生署への届け出について](#)

### **Registration Scheme for Food Importers and Food Distributors under The Food Safety Ordinance (Cap. 612)**

(i) If you have regular food business in HK and importing food for both exhibiting and sale,

please fill and submit the form FEHB 245:

[http://www.cfs.gov.hk/tc\\_chi/public/public\\_fifdrs/files/FEHB245.pdf](http://www.cfs.gov.hk/tc_chi/public/public_fifdrs/files/FEHB245.pdf)

(ii) If you are food traders without a regular food business in HK and importing food just for exhibiting (promotional purpose), please fill and submit the form FEHB 249:

[http://www.cfs.gov.hk/tc\\_chi/public/public\\_fifdrs/files/FEHB249.pdf](http://www.cfs.gov.hk/tc_chi/public/public_fifdrs/files/FEHB249.pdf)

Guide to the Registration Scheme for Food Importers and Food Distributors

[https://www.cfs.gov.hk/english/whatsnew/whatsnew\\_fstr/FSO\\_application.html](https://www.cfs.gov.hk/english/whatsnew/whatsnew_fstr/FSO_application.html)

## 免責規程

1. 商談相手又はジェトロより提供される情報については、ジェトロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本事業での提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
2. ジェトロは、以下の各号に該当する場合、本イベントの提供日時、内容を変更し、本イベントサービスの全部又は一部の提供を予告なく中止し、又は、お客様の参加を中止させることができます。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
  - (ア)天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
  - (イ)利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき。
  - (ウ)前号のほか、お客様がジェトロの指示、条件又はジェトロとの合意事項に違反したとき。
  - (エ)お客様の PC 等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき
  - (オ)お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合
  - (カ)お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
  - (キ)前各号に定める他、ジェトロが相当と判断したとき。
3. 本見本市会期中及びその前後に、傷病、事故、盗難、破損等が発生したとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。

## 新型コロナウイルス感染拡大に関連した特記事項

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、本見本市の開催地である香港は、現時点で外務省感染症危険情報レベル 1 となっていますが、事業参加者の健康・安全の確保について確認がとれた状況下での見本市参加を前提としております。今回のお申し込みの際は、特に以下内容につきご確認・ご了承の上でお申し込みいただきますようお願いいたします。
2. 現地情勢等の諸般の事情に鑑み、主催者や（主催者が中止の判断をしない場合でも、上記前提をベースとした）ジェットロの判断により中止又は延期となる場合やその他の事由により参加できなくなる可能性がありますので予めご承知おきください。
3. 出品適格な企業からの応募が一定数に満たない場合は、本事業を中止しジャパンパビリオンの設置そのものを取り止める可能性があります。
4. 本見本市またはジャパンパビリオンが中止または延期となった場合においても、本見本市への参加のために出品者が支出した費用や本見本市の中止または延期に起因、関連する一切の損害（航空券代等のキャンセル料を含みますが、これに限られません）については、ジェットロはこれを負担しません。ジェットロが出品者から受領した出品料に限り、ジェットロの判断により返金する場合があります。
5. 出品者は本見本市において感染症の予防対策を徹底し、かつ、感染症の疑いのある者、またはこれらの者との濃厚接触者は本見本市に参加させないでください。万一、感染症の疑いのある者またはこれらの者との濃厚接触者が本見本市に参加したことが判明した場合には、直ちにジェットロに報告し、その指示に従っていただきます。これらの対策に当たっては、開催地政府及び主催者の定める法令・規則・ルール等も遵守してください。
6. 本案内書記載の内容は、現地情勢等の諸般の事情の変化により、変更になる場合があります。

## お問い合わせ

ジェットロ 農林水産食品部 事業推進課（担当：神谷、須崎）

Email: [afb-foodexpo@jetro.go.jp](mailto:afb-foodexpo@jetro.go.jp) / TEL: 03-3582-5546